

2018 年 12 月 吉日

お客様各位

株式会社 日新  
国際営業第一部  
大阪営業第二部

**【輸出】ベトナム向け BL 記載事項についてのお願い**

拝啓 貴社益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、ベトナム税関の通達(6889/TCHQ-GSQL 及び 7126/TCHQ-GSQL)に基づき、ベトナム向け輸出貨物について、マニフェスト申告時に下記の情報提出が義務づけられました。

つきましては、D/R 提出の際に下記の内容をご記載頂きますよう、ご協力の程宜しくお願ひ申し上げます。

尚、未記載の場合は追加費用の発生、現地通関及び貨物引き渡しの際に支障をきたす恐れがございますので、通達内容につきましては現地の CONSIGNEE 様ともご確認の上、ご対応頂きます様お願ひ申し上げます。

敬具

記

適用貨物： ベトナム向け輸出貨物 (LCL/FCL)

適用開始： 2019 年 1 月 1 日 (現地本船入港分より)

記載事項： 下記の通り

① CONSIGNEE 欄へは、下記の通りの記載をお願い致します。

**TAX CODE # NAME OF COMPANY # ADDRESS # TEL # FAX # E-MAIL**

● TO ORDER の場合は NOTIFY PARTY 欄へ詳細のご記入をお願い致します。

② 貨物の統計品目番号 ( HS CODE ) 4 桁以上

③ 貨物の正確な品名

正確な品名を具体的にご記載下さい。

ご不明な点に関しましては、下記営業担当までお問い合わせください。

国際営業第一部 複合輸送一課 TEL 03-3238-6576

大阪営業第二部 国際課 TEL 06-6228-4355

以上